平成２５年（フ）第８８号
川崎市幸区鹿島田３丁目７番９―206号　クレッセント新川崎、前住所川崎市幸区下平間150番地１　セザール新川崎204
債務者　金　　順伊
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３８６号
岡山市北区西辛川806番地２レインボーキャッスル山際ⅡＢ103号、旧住所岡山市北区佐山2502番地２
債務者　洲﨑　翔悟
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９４号
岡山県和気郡和気町衣笠831番地２　雇用促進２―302号
債務者　谷本　優也
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１３号
岡山市北区野田屋町２丁目11番23号ダイヤパレス野田屋町702
債務者　松本　　力
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６４６号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅13街区７棟402号
債務者　田中　優子（旧姓赤野）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４号
石川県加賀市山中温泉長谷田町ハ33番地19、従前の住所石川県加賀市別所町富士見ケ丘９の４番地１、従前々の住所石川県加賀市松が丘３丁目16番地32
債務者　川村　眞美
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１０８号
長崎県佐世保市鹿町町深江550番地
債務者　川口由紀子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
長崎県佐世保市大和町５番地７　近藤アパート１Ｆ
債務者　川崎　光枝
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第３９０号
川崎市幸区古市場１丁目９番地13　中根ハイツ302、前住所川崎市幸区小向西町３丁目31番地　グリーンハイツ202
債務者　與那原竜二
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７２５号
東京都八王子市散田町３丁目12番24号エステートピアモアレ103号
債務者　蟹澤　正良
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３１７０号
大阪市東淀川区大道南１丁目６番５―905号
債務者　神野　優亮
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０８６号
大阪府大東市三箇２丁目13番28号
債務者　金万　大介
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１６６号
大阪市中央区高津３丁目15番９―903号
債務者　市村　正義
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３３８号
大阪市東淀川区小松１丁目７番15号　アラ・ロマーナＴＡＭＡＴＡＮＩ301号、前住所大阪市東淀川区小松２丁目３番７―601号
債務者　竹田　有希
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部